

## 国家公務員法等の一部改正の基本方向

### I 幹部職員等の一元管理等関係

#### (1) 幹部職への任用等に係る特例

##### ① 適格性審査及び幹部候補者名簿

内閣総理大臣は、幹部職員、任命権者が推薦した者、幹部職の公募に応募した者等について、幹部職に必要な標準職務遂行能力の有無を判定する適格性審査を行うとともに、当該審査に合格した者について、定期的に、及び任命権者の求めがある場合その他必要がある場合は随時、幹部候補者名簿を作成し、任命権者に提示するものとする。

内閣総理大臣は、上記権限を内閣官房長官に委任するものとする。

##### ② 幹部職への任用

職員の幹部職への任用は、幹部候補者名簿に記載された者であって、選考又は人事評価に基づき、当該官職への適性を有すると認められる者の中から任命権者が行うものとする。

幹部職員の任免を行う場合には、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。内閣総理大臣及び内閣官房長官は、必要と認めるときは、任命権者に対し、幹部職員の任免について協議を求めることができることとする。

##### ③ 幹部職に係る公募

幹部職に係る公募（官職の候補者の募集）は、内閣総理大臣が、任命権者の通知を受けて、又は任命権者との協議に基づき、行うこととする。

##### ④ 幹部職等の職務明細書

任命権者は、内閣総理大臣の同意を得て、任用及び人事評価の基礎とするために、幹部職等の職務の具体的な内容及び当該官職に求められる能力・経験を記載した職務明細書を幹部職に係るものから段階的に作成するものとする。

##### ⑤ 幹部職員及び管理職員についての定数の設定・改定

機構・定員管理機能、級別定数管理機能（指定職については号俸格付機能）、柔軟化定数に関する機能を一体的に発揮することにより、幹部職及び管理職の府省横断的な再配置を行うこととする。

##### ⑥ その他、任命権者を異にする官職への昇任・転任の調整、人事情報の管理、職務の特殊性を有する職員の取扱等に関する規定を整備する。

(2) 採用昇任等基本方針の記載事項の追加等

- ① 採用昇任等基本方針中に、管理職の任用に関する基準、任命権者を異にする官職への昇任・転任の指針、官民の人材交流の指針、公募に付する幹部職等の数の目標等の公募の指針を定めることとする。
- ② 内閣総理大臣は、採用昇任等基本方針に沿った職員の採用等を確保するため、任命権者に必要な措置を講じさせることができることとする。

(3) 公募

公募（外部公募、部内公募、内外公募）に付された官職への任命については、公募に応募した者であって、当該者に共通して用いることのできる能力の実証により、当該官職に必要な標準職務遂行能力及び適性を有すると認められる者の中から行うことを原則とする。

(4) 幹部候補育成課程

- ① 任命権者は、管理職員の職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を総合的かつ計画的に育成するための課程を設けるものとする。
- ② 内閣総理大臣は、課程の運用に当たって遵守すべき基準を定めるとともに、基準に照らして必要がある場合には、任命権者に対し必要な措置をとることを求めることができることとする。
- ③ 内閣総理大臣は、課程対象職員を対象として、政府全体を通じて行うべき研修を実施するものとする。
- ④ 課程対象職員の、任命権者を異にする官職への昇任・転任の調整に関する規定を整備する。

(5) 幹部職員の任用の弾力化等

- ① 勤務実績等を勘案した上で、幹部職員の範囲内における降任を弾力的にできる規定を整備する。
- ② 適格性審査に合格しなかった幹部職員の降任等を可能とする。

## Ⅱ 内閣人事・行政管理局（仮称）設置関係

(1) 内閣人事・行政管理局（仮称）の機能

- ① 内閣人事・行政管理局（仮称）は、(ア)政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を果たすための機能、(イ)基本法第5条第4項に掲げる幹部職員等の一元管理に関する機能及びこれらに関連する機能、(ウ)行政管理に関する機能等を担うこととする。

- ② 上記①の機能を実効的に発揮することができるよう、関係行政機関が担っている機能について内閣官房への移管等を行う。
- (ア) 国家公務員制度の企画・立案、中央人事行政機関たる内閣総理大臣を補佐する事務（人事管理の方針・計画等の総合調整、標準職務遂行能力・採用昇任等基本方針・人事評価・能率・厚生・服務・退職管理等）、退職手当、特別職の給与等（総務省人事・恩給局関係）
- (イ) 行政制度一般の基本的事項、行政機関の機構・定員・運営、機構・定員の審査、行政情報システム、独立行政法人制度、独立行政法人等の審査等（総務省行政管理局関係）
- (ウ) 級別定数の設定及び改定（指定職については号俸の格付）、任用に関する企画立案、方針決定、基準策定、目標設定等（以下「企画立案等」という。）、研修に関する企画立案等、試験に関する企画立案等、人事院が行う勧告・意見の申出・人事院規則の制定改廃に関する要請、人事院が人事院規則を制定改廃しようとする場合における事前の意見申出（人事院関係）
- ※ これらの機能移管に併せ、人事行政の公正確保等の観点から、人事院による意見の申出等必要な措置を講ずる。
- (エ) 内閣の庶務のうち人事行政に関する事項（事務次官・局長等の任免の内閣承認等）（内閣官房内閣総務官室関係）
- (オ) 総人件費の基本方針、人件費予算の配分方針の企画・立案・総合調整、人事行政の観点からの職員旅費の制度・運用への関与、福利厚生観点からの国家公務員宿舎の企画立案への関与等（財務省主計局・理財局関係）
- (カ) 官民人材交流センターの運営の指針等（内閣府官民人材交流センター関係）

## (2) 内閣人事・行政管理局（仮称）の組織

- ① 内閣官房に内閣人事・行政管理局（仮称）を置く。
- ② 内閣人事・行政管理局（仮称）に、内閣人事・行政管理局長（仮称）を置く。

## Ⅲ 国家戦略スタッフ・政務スタッフ関係

### (1) 国家戦略スタッフの設置

- ① 内閣官房に、内閣総理大臣の命を受け、内閣の重要政策のうち特定のものに係る企画立案に関し、内閣総理大臣を補佐する職（以下「国家戦略スタッフ」という。）を置くことができるものとする。

- ② 国家戦略スタッフの任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行うものとする。
- ③ 国家戦略スタッフは、非常勤とすることができるものとする。
- ④ 国家戦略スタッフの給与は、次官級から課長級の幅を持たせた給与体系とする。
- ⑤ 国家戦略スタッフの服務は、内閣危機管理監に準じたものとする。
- ⑥ 国会議員は、国家戦略スタッフを兼ねることができるものとする。
- ⑦ 内閣総理大臣補佐官は廃止する。

(2) 政務スタッフの設置

- ① 各府省に、大臣の命を受け、特定の政策の企画立案及び政務に関し、大臣を補佐する職（以下「政務スタッフ」という。）を置くことができるものとする。
- ② 政務スタッフの任免は、大臣の申出により、内閣において行うものとする。
- ③ 政務スタッフは、非常勤とすることができるものとする。
- ④ 政務スタッフの給与は、次官級から課長級の幅を持たせた給与体系とする。
- ⑤ 政務スタッフの服務は、大臣政務官に準じたものとする。
- ⑥ 国会議員は、政務スタッフを兼ねることができるものとする。

※その他、関連法において上記に掲げる措置に準じた措置を講ずる。